

家賃支援給付金 (自身で申請)

●家賃支援給付金

■家賃支援給付金とは

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみな様の事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。

詳しくは

家賃支援給付金

<https://yachin-shien.go.jp/>

家賃支援給付金って何?

2020年5月12日の間に①②いずれかにあてはまる事業者の方は、事業継続を支援するために地代・家賃(賃料)の負担を軽減する**家賃支援給付金**を申請できます。

- 1 いずれかの月の売上の減少が前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**
 - 2 前年5月の売上の減少の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**
- 申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

給付額

中堅・中小企業や小規模事業者	個人事業者
最大 600 万円	最大 300 万円
を一括で支給します	

給付額の算定方法
申請日の直前1か月以内に支払った賃料(月額)をもとに算定した月額給付額の6割

申請方法

申請は電子(オンライン)申請のみ受け付けます。パソコンからでも、スマートフォンからでも、簡単にできます。

申請は家賃支援給付金ホームページから

パソコンから
検索エンジンから
家賃支援給付金

スマートフォンの場合
右側のQRコードから

「家賃支援給付金」の詳細情報をご覧ください。

申請の方法

- 1 「家賃支援給付金」ホームページにアクセス。
家賃支援給付金 スマートフォンからも利用可能です。
- 2 手続き用ログインIDとパスワードを登録します。
申請する ボタンをクリック
メールアドレスなどの情報を入力
登録したメールアドレスに届くメールの受信確認
確認メールに記載のアドレスをクリック
手続き用ログインIDとパスワードを登録
- 3 マイページから各種情報を入力し、必要書類を添付してください。

- これで手続きが完了です。
- 家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認します。
※申請に不備があった場合は、メールとマイページの通知で連絡が入ります。
- 給付通知書が発送され、ご登録の口座に入金されます。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方へ

全国に「申請サポート会場」を開設しています。

会場では補助員が電子申請をお手伝いします。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、ご来場には事前予約が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

法人

申請の前に準備!

個人

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較するすべての事業年度の確定申告書類

- 確定申告書別表第一の控え(1枚)
- 法人事業概況説明書の控え(両面)
- 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。
- 確定申告書別表第一の控えには、収受日印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- ※7月以降に確定申告をされている方は受領通知(1枚)を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- 表計算ソフト(エクセルなど)で作成した売上のデータ
- 手書きの売上台帳のコピー
- ※2020年3月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し(3か月分)など
- ※該当する範囲が分かるよう対象範囲に印をつけてください。

給付金の振り込み口座情報

- 法人名義の口座通帳の表紙(法人の代表者名義も可)
- 法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

誓約書

- 自署の誓約書
- 代表者の方の署名が必須です。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

- パソコンの場合は
必要書類をスキャンしてパソコンに保存してください。
- スマートフォンの場合は
必要書類を撮影して写真・スマートフォンに保存してください。

※形式はPDF(JPG/JPEG/PNG)のいずれかでお願いします。 ※読み取れない文字が読み取れない場合は、写真の添付をお願いします。詳しくはホームページでご確認ください。

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類

- 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)
- 月別売上の記入のある2019年の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え(2枚)
- 確定申告書別表第一の控えには、収受日印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- ※7月以降に確定申告をされている方は受領通知(1枚)を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- 表計算ソフト(エクセルなど)で作成した売上のデータ
- 手書きの売上台帳のコピー
- ※2020年3月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し(3か月分)など
- ※該当する範囲が分かるよう対象範囲に印をつけてください。

給付金の振り込み口座情報

- 申請者本人名義の口座通帳の表紙
- 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

本人確認書類の写し

- 運転免許証(両面)
- 個人番号カード(※マイナンバーのみ)
- 写真付きの住民基本台帳カード(※マイナンバーのみ)
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面)

上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでわかりやすくすることができます。

- 住民票の写しおよびパスポートの両方
- 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方

○ 次に、必要書類をデータ化してください。左のページを参照ください。詳しくはホームページでご確認ください。

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金

●龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金

■龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている市内の事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える市独自の支援金を支給します。

※【重要】国の「持続化給付金」の対象と成る方は申請できません。申請後に国の持続化給付金の申請が通った場合は、返金になりますのでご注意ください。

詳しくは

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策事業継続緊急支援金

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/jigyosha/sangyo/kigyoyushi/kinkyusienkin2020.html>

支給対象の要件

- 市内において事業所又は事務所を営んでいる
- 市内において令和2年4月16日以前に事業を開始しており、今後も市内での事業を継続する意思を有する
- 令和2年1月～12月までの期間内に、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月と比較し売上が20%以上50%未満の範囲で減少した月が存在する
※白色申告及び平成31年1月～令和元年12月の間に開業した場合については、2019年の事業期間における月平均売上と比較します。
※令和2年1月以降に創業した場合については、開業日以後の売上と経費を比較します。
- 事業による前年度の売上が、年間100万円(前年の事業期間が12か月に満たない場合、月平均売上8万円)以上であり、かつ事業による収入がその他の収入を超えている者
- 支給額20万円(1事業者1回限り)
※2019年4月17日以降開業の場合10万円の加算あり

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

●龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ●龍ヶ崎市独自の支援制度

■龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた茨城県の休業要請等に協力した事業者等を支援します。

(茨城県からの決定通知の写しが必ず必要です)

詳しくは

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/jigyosha/sangyo/kigyoyushi/sikyugyoukyoryokukin.html>

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のお知らせ

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた茨城県の休業要請等に協力した事業者等を支援します!

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金とは?

茨城県が行った緊急事態措置による要請に応じて、施設の休業又は営業時間の短縮に全面的に協力した本市の事業者等に対して、県の協力金に上乗せする形で、協力金を支給します。

支給対象者

- 次のいずれにも該当する方が対象となります。
- 1. 本市内で事業所や店舗を営んでいること。
- 2. 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けていること。

支給額

1事業者当たり1.0万円(経営店舗数や店舗にかかわらず、1事業者1回限り。)

申請

感染拡大防止の観点から原則として1事業者よりご提出ください。宛先は下記のとおりです。(手続きについては裏面をご覧ください。)

提出・お問い合わせ先

〒301-8611 龍ヶ崎市3710
龍ヶ崎市役所 商工観光課 感染拡大防止協力金受付
電話番号 0297-64-1111 内線105・106

申請について

申請受付期間

令和2年9月30日(水)まで(当日消印有効)

申請方法

支給申請書請求書(様式第1号)に以下の必要書類を添えて郵送により提出してください。

- 1. 県協力金の交付決定通知書の写し
- 2. 協力金の振込先の通帳等の写し

※その他必要に応じて別途資料の提出を求められることがあります。

提出先: 〒301-8611 龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市役所 商工観光課 感染拡大防止協力金受付

申請書入手方法

- 1. 市ホームページからのダウンロード
- 2. 書面による配布

配布場所: 市役所本庁舎4階商工観光課

配布時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

その他

- 1. 申請書類を受領した後、内容を審査の上、支給の可否を決定し、通知いたします。適正と認められるときは協力金を支給します。
- 2. 協力金支給の決定後、申請条件に該当しない事業や不正等が発見した場合、本協力金の支給決定を取り消し、協力金の返還を求められることがあります。

提出・お問い合わせ先

〒301-8611 龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市役所 商工観光課 感染拡大防止協力金受付

電話番号 0297-64-1111 内線105・106

■龍ヶ崎市独自の支援制度

りゅーほー 6月後半号
NO.840より抜粋

事業者の皆さんへ ご利用ください! 龍ヶ崎市独自の支援制度

協力金・給付金・補助金
詳細はQRコードから公式Webページをご覧ください。

休業要請 協力金 支給	龍ヶ崎市 新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金	県からの協力金として10万円 の補助金を支給している。申請期間 は令和2年5月26日まで。申請 書類を提出してください。 ※申請期間: 105
専門的な 申請代行を 支援	龍ヶ崎市 雇用調整助成金等 申請代行等費用補助金	雇用調整助成金や特種給付金など、申請代行支援制度 を利用した申請代行サービスを提供している。申請期間 は令和2年5月26日まで。申請 書類を提出してください。 ※申請期間: 105
経営者等の 事業継続等を 支援	龍ヶ崎市 経営者等 支援、生活支援 補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で大きく被害が深刻 な個人事業主等に、生活支援として 休業要請、申請代行、就業支援、生活 支援などの支援をおこなっている。申請期間 は令和2年5月26日まで。申請 書類を提出してください。 ※申請期間: 105
感染対策の 事業継続等を 支援	龍ヶ崎市 新型コロナウイルス 感染症対策 地域交通支援事業 補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で大きく被害が深刻 な個人事業主等に、感染対策として 感染対策支援(マスク配布)などを実施 している事業者に対して、感染対策 支援をおこなっている。申請期間 は令和2年5月26日まで。申請 書類を提出してください。 ※申請期間: 407
デジタル 協力金を 活用	龍ヶ崎市 デジタル等 協力金	令和2年5月26日まで。申請 書類を提出してください。申請期間 は令和2年5月26日まで。申請 書類を提出してください。 ※申請期間: 364